

令和2年度清須市生活交通確保維持改善計画（案）
 （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）令和元年6月27日
 （協議会名称）清須市地域公共交通会議

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

清須市生活交通確保維持改善計画
 （清須市地域内フィーダー系統確保維持事業（きよす あしがるバス運行事業））

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

平成17年7月に旧西枇杷島町・旧清洲町・旧新川町の3町合併により誕生した清須市の市域内には、鉄道駅はありましたが、バス路線はほぼ無い状態で、市内移動のための交通手段は貧弱であったため、市内の公共施設などへの移動手段として、また、高齢者や主婦層などの日中の市内移動の利便性を高め、もって市としての一体感を醸成するため、平成18年10月からコミュニティバスの実証実験・実証運行を開始しました。

そして、鉄道駅・バス路線が全く存在していない旧春日町との2度目の合併（平成21年10月）に対応するため、「移動制約者対策」を念頭に置きながら、「新市の地域間交流を促進し一体感を醸成する」という視点と、「公共施設の再編に伴う市内移動の新たな導線に対応する」という視点から、平成21年3月に「清須市地域公共交通戦略」（以下「戦略」という。）を策定しました。

このうち、公共交通に関わる部分を抽出した「清須市地域公共交通総合連携計画」（以下「連携計画」という。）に基づき、地域公共交通活性化・再生総合事業（経過措置）を活用して、平成24年3月までコミュニティバスの実証運行を行いました。

この実証運行期間中における利用状況やアンケートの分析結果などから、高齢者や主婦層などが商業施設や鉄道駅へ行くための利用が多いことが明らかになり、移動制約者の交通手段を確保し、市内の移動利便性を高めるというコミュニティバスの運行目的と合致していることが確認できました。

これを受けて、平成24年3月には、戦略を平成24年度から26年度まで継続することを決定しました。平成24年7月6日までは、それまでの連携計画に基づく運行事業を引き継ぎ、平成24年7月7日以降は、連携計画の一部を改正すると同時に「清須市生活交通ネットワーク計画」（以下「ネットワーク計画」という。）を策定しました。

このネットワーク計画は、市内の公共交通圏の人口カバー率を向上させ、今後進めていく公共施設の集約・再配置を支援し、市域内及び市域外との公共交通利便性を高めるために策定しました。

さらに、平成27年3月には、本市における公共交通の充実に向けて、戦略に代わる計画として、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、「清須市地域公共交通網形成計画」（以下「網計画」という。）を策定しました。

その後、網計画に基づき、清須市地域公共交通会議において協議・承認された地域公共交通確保維持事業（コミュニティバス運行事業）に取り組んできたところですが、令和元年度をもって網計画の計画期間が満了となることから、令和2年3月を目途に、次期計画となる「第2次清須市地域公共交通網形成計画」を策定し、本市における公共交通の更なる充実を図ることとします。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

① 利用者数（1便あたり）

ルート	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
オレンジルート	1便あたり	4.1人	4.3人	4.5人
	(総利用者数)	(16,191人)	(16,981人)	(17,771人)
グリーンルート	1便あたり	6.4人	6.7人	7.0人
	(総利用者数)	(25,274人)	(26,458人)	(27,643人)
サクラルート	1便あたり	7.0人	7.3人	7.6人
	(総利用者数)	(27,643人)	(28,828人)	(30,012人)
ブルールート	1便あたり	4.1人	4.3人	4.5人
	(総利用者数)	(16,191人)	(16,981人)	(17,771人)

(2) 事業の効果

清須市コミュニティバスを運行することにより、半径1km以内にバスの停留所、鉄道駅などが存しない交通不便地域（対象人口約5,300人）の高齢者や主婦層などの日中における移動制約者が、公共施設や商業施設、鉄道駅などへ行くといった日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することができます。

また、市域内にあるJR東海道本線、名古屋鉄道名古屋本線・犬山線、東海交通事業城北線の各鉄道駅と接続することにより、より広域的な公共交通ネットワークを構築することができます。

3. 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

本事業の開始以来、より利便性の高いバス事業の運行を目指して、定期的なルート・ダイヤ改正や、それに合わせたバス停の新設、利用促進策等を通じて、着実な利用者実績の向上に努めてきました。

引き続き、利用者実績の増加基調を維持しながら前号の目標を達成するため、事業主体である清須市と運行主体であるつばめ自動車株式会社とで、当該目標を共有しつつ、協力して次の取組みを推進していきます。

コミュニティバスの利用促進策として、啓発イベントや1日無料デーの開催、さらには小学校へ出向いてのバスの乗り方教室の開催等を実施します。

そのことを通じて、認知度や利用度の向上を図るとともに、1便当たりの利用者数増加の達成を目指します。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

① 路線図

別添1「きよす あしがるバス 全体ルート図 令和元年5月28日」参照

② 時刻表・運行期間

《時刻表》

別添2「きよす あしがるバス 時刻表 令和元年5月28日」参照

《運行期間》

本計画期間は令和元年10月から令和4年9月までとしますが、永続的な事業としての取り組みを想定しています。

※ 運行路線、便数などについては、道路状況の変化や公共施設の集約・再配置などによる市内移動ニーズの変化等に適切に対応するため、必要に応じて、清須市地域公共交通会議の協議を経て、変更することとします。

③ 運送事業者の決定方法

平成26年6月に開催した平成26年度第1回清須市地域公共交通会議において協議した結果、平成26年10月1日以降の運送事業者について、国土交通省が定めた「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」による運行主体の選定方法を考慮し、総合評価型プロポーザル方式により特定することが了承され、平成26年8月、清須市ホームページや公益社団法人愛知県バス協会を通じて運送事業候補者を公募し、選定を行った結果、つばめ自動車株式会社を特定しました。

当該契約の契約期間が3年間であったことから、平成29年8月にも総合評価型プロポーザル方式により運行主体の選定を行い、つばめ自動車株式会社を特定しました。

現契約の契約期間は2年間であることから、令和元年10月以降の運行事業者について、令和元年7月に再度、総合評価型プロポーザル方式により特定します。

④ 地域内フィーダー系統の補足資料（既存交通や地域間交通との関係や整合性、新規性等を説明した資料）

このバスの運行については、平成24年3月までの間、地域公共交通活性化・再生総合事業の補助対象事業による実証運行を行い、その期間中に行った評価などに基づき、平成24年2月に開催した平成23年度第3回清須市地域公共交通会議において、平成24年4月からの本格運行について協議され、了承されました。

平成24年7月7日には、市立図書館の開館に併せて、路線、ダイヤ改正を実施しました。その際、市域内を直線的に横断する路線で図書館へアクセスして利便性を高めることで、その路線の利用者数の増加を見込んでいることなどから、既存の車両より乗車定員が多く、乗降利便性が高いノンステップ型ショートボディー車両を導入しました。

さらに、平成26年3月29日には、新たに開通した都市計画道路へ路線を変更することで、幹線道路での日常的な渋滞による遅延の解消が図れることから、路線、ダイヤ改正を実施しました。

また、平成28年3月25日にオレンジルートの「ゆうあいリハビリクリニック」の新設、同年5月1日にサクラルートの「はるひ呼吸器病院」の新設及びそれに伴う「上之切児童遊園東」の移設によるルート・ダイヤ改正を実施しました。平成29年10月には、平成28年9月に実施した「清須市公共交通に関する意識調査」の結果を踏まえて、市民ニーズに対応したルート・ダイヤ改正を実施しました。

平成30年10月には、春日地区のオレンジルートとサクラルートを再編し、春日地区の巡回路線として新たにブルルートを新設しました。これに伴いオレンジルートはヨシヅヤ清洲店止まりとなると共に、西枇杷島地区において「泉」を新設し、「城並二丁目」「城跡公園」を廃止しました。

また、サクラルートはブルルート新設後も春日地区への直通路線としての性格を維持するため、春日地区での経路を変更しました。

グリーンルートは、「枇杷島駅東口」から「枇杷島駅西口」への移設、「西市場四丁目」「清洲コミュニティセンター」「西市場二丁目」を廃止しました。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
本市から運行事業者に対して、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担しています。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
つばめ自動車株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
対象外
8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
対象外
9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
対象外
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】
対象外
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付人口集中地区以外人口（平成27年国勢調査） 10,022人 （人口総数 67,327人、人口集中地区人口 57,305人） 交通不便地域人口（半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅が存しない地域） 5,377人 （清洲・清洲東・春日小学校区の一部、清洲小学校区の一部及び新川・桃栄小学校区の一部）</p> <p>清須市の市域内には鉄道駅は存在していますが、バス路線はほぼない状態で、市内移動の交通手段は脆弱でした。また、市内の生活道路網は、市域を流れる庄内川・新川・五条川の大きな河川、JRや名古屋鉄道などの鉄道網、名古屋第二環状自動車道や名古屋高速道路、国道22号・302号などの大型道路網などによって制約を受け、必ずしも交通利便性が高いわけではありません。</p> <p>特に、上記指定を希望する地域は、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅等が存しない集落であり、最寄りの鉄道駅へは、徒歩や自転車、マイカーでの送迎に依存する他はない状態にあります。 別添3「清須市人口集中地区境界図」、別添4「清須市における交通不便地域の指定を希望する地域図」参照</p>

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却等国庫補助金・交有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

サクラルートを運行する車両（日野ポンチョ）については、耐用年数を上回る7年を経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために、新規車両を1台購入する必要があります。

また、オレンジルート・グリーンルートを運行する車両（トヨタハイエース）についても、耐用年数の5年を経過しており、サクラルート車両同様、新規車両を各1台購入する必要があります。

なお、車両サイズについては、走行経路に狭隘な道が多く、3ルートともに現行車両よりも大型の車両では走行が困難となることが想定されることや、現行車両よりも小型の車両とした場合は乗車定員が減少しタクシー対応が増加するおそれがあることから、現行車両と同等サイズの車両が適当であると考えます。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却等国庫補助金・交有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

導入候補車両	トヨタハイエース	日野ポンチョ (ショートボデー)	トヨタハイエース
対象ルート	ブルールート	サクラルート	オレンジルート グリーンルート
導入時期	平成30年10月	令和元年12月	令和2年2月
導入台数	1両	1両	2両
車いす対応	対応可	対応可	対応可

(2) 事業の効果

平成30年10月にブルールートの新設に伴い増備した車両1両に加え、耐用年数を超過して運行しているサクラルート・オレンジルート・グリーンルート車両を新規車両に更新することで、引き続き安全な運行を確保することができます。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付
 車両の取得を行う事業者 つばめ自動車株式会社
 負担者 同上

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式者旅行入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

対象外

17. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成26年 2月 6日 平成25年度第3回清須市地域公共交通会議
平成26年3月29日に実施する路線・ダイヤ改正について協議・承認
平成26年度清須市生活交通ネットワーク計画の一部改正(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)について協議・合意
- 平成26年 6月24日 平成26年度第1回清須市地域公共交通会議
平成26年10月以降のコミュニティバスの運行についての考え方について説明
平成27年度清須市生活交通ネットワーク計画(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)について協議・合意
- 平成26年10月 8日 平成26年度清須市地域公共交通会議第1回専門部会
清須市地域公共交通網形成計画の骨子案について協議
- 平成26年11月26日 平成26年度清須市地域公共交通会議第2回専門部会
清須市地域公共交通網形成計画案の内容について協議
- 平成26年12月16日 平成26年度清須市地域公共交通会議第3回専門部会
清須市地域公共交通網形成計画案の内容について協議
- 平成26年12月16日 平成26年度第2回清須市地域公共交通会議
清須市地域公共交通網形成計画案について協議
- 平成27年 3月20日 平成26年度第3回清須市地域公共交通会議
清須市地域公共交通網形成計画案について協議・合意
- 平成27年 6月26日 平成27年度第1回清須市地域公共交通会議
清須市生活交通確保維持改善計画案について協議・合意
- 平成27年12月24日 平成27年度第2回清須市地域公共交通会議
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価案について協議・承認
- 平成28年 2月12日 平成27年度第3回清須市地域公共交通会議
平成28年5月1日に実施するルート・ダイヤ改正(案)について協議・承認
- 平成28年 6月24日 平成28年度第1回清須市地域公共交通会議
清須市生活交通確保維持改善計画案について協議・合意
- 平成28年12月15日 平成28年度第2回清須市地域公共交通会議
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価案について協議・承認
- 平成29年 3月24日 平成28年度第3回清須市地域公共交通会議
コミュニティバスのルート・ダイヤ改正【平成29年10月1日改正】(案)について協議・承認
- 平成29年 6月20日 平成29年度第1回清須市地域公共交通会議
清須市生活交通確保維持改善計画案について協議・合意
- 平成29年11月22日 平成29年度第2回清須市地域公共交通会議
平成30年10月1日に実施するルート・ダイヤ改正の基本的な方針について協議・承認
- 平成29年12月20日 平成29年度清須市地域公共交通会議専門部会
平成30年10月1日に実施するルート・ダイヤ改正(案)について協議
- 平成30年 2月14日 平成29年度第3回清須市地域公共交通会議
コミュニティバスのルート・ダイヤ改正【平成30年10月1日改正】(案)について協議・承認
- 平成30年 5月21日 平成30年度第1回清須市地域公共交通会議
清須市生活交通確保維持改善計画案について協議・合意
- 平成30年 6月22日 平成30年度清須市地域公共交通会議専門部会
平成30年10月1日に実施するルート・ダイヤ改正に伴う利用促進策について協議・承認
- 平成30年12月17日 平成30年度第2回清須市地域公共交通会議
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価案について協議・承認
- 平成31年 3月20日 平成30年度第3回清須市地域公共交通会議
第2次清須市地域公共交通網形成計画の策定について協議・承認

18. 利用者等の意見の反映

地域公共交通活性化・再生法の法定協議会である清須市地域公共交通会議は、その設置要綱第3条で「住民又は利用者の代表」を会議の構成員として規定し、その規定に基づき、自治会の代表者や公募で選ばれたバス利用者が委員として参画しています。

本計画は、コミュニティバス運行に寄せられた意見や要望、公共交通に関する意識調査、利用者・非利用者アンケートや聞き取り調査の結果など、清須市地域公共交通会議で報告され、協議した内容を踏まえて、住民や利用者等の意見が反映される仕組みを設け、運行便数の増加、市内公共施設等への交通アクセスの確保など、市内移動の交通利便性の向上を念頭に置いて策定しました。

19. 協議会メンバーの構成員

住民又は利用者の代表	住民5名、利用者（公募）2名
学識経験者	名古屋大学大学院環境学研究科附属持続的共発展教育研究センター臨床環境学コンサルティングファーム部門 教授
愛知運輸支局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当）
愛知県の関係行政機関の職員	愛知県都市整備局交通対策課 主幹 愛知県尾張建設事務所 維持管理課長 愛知県警察本部西枇杷島警察署 交通課長
旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員	名古屋タクシー協会 専務理事 公益社団法人愛知県バス協会 専務理事 つばめ自動車株式会社 バス事業部係長 つばめユニオン 執行委員長
市職員	清須市 企画部長 清須市建設部 都市計画課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）愛知県清須市須ヶ口1238番地

（所 属）企画部 企画政策課

（氏 名）次森 莉沙

（電 話）052-400-2911

（e-mail）kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp